

## 聖籠町告示第21号

聖籠町農業委員会委員の任命に関する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

### 聖籠町農業委員会委員の任命に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、聖籠町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の任命の手續等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第2条 町長は、法第9条第1項の規定により、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対し、農業委員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者の募集を行うものとする。

(農業委員の要件)

第3条 農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 破産手續開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(推薦及び募集の手續)

第4条 農業委員の推薦をし、又は応募しようとする者は、別紙様式を町長に提出するものとする。

(推薦及び募集の周知について)

第5条 推薦及び募集の期間については1月とし、聖籠町ホームページ等により周知するものとする。

(推薦及び応募の状況の公表)

第6条 第4条の規定により推薦を受けた者又は応募した者に関する情報の公表は、省令第6条に定めるところにより聖籠町ホームページ等において行うものとする。

(候補者の評価)

第7条 町長は、聖籠町農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に、候補者の評価に係る意見を求めるものとする。

2 評価委員会は、その合議によって候補者を評価したうえで、町長に意見を述べるものとする。

(農業委員の任命)

第8条 町長は、前条第2項の規定による評価委員会の意見を踏まえ候補者を決定し、法第8条第1項の規定により議会の同意を得て、農業委員を任命するものとする。

(農業委員の補充)

第9条 町長は、農業委員に罷免、失職、辞任等により欠員が生じた場合は、この告示に定める手続きに基づき、速やかに農業委員を補充しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。